

市立小中学校の耐震診断結果を公表します

学校施設は、子どもたちが一日の大半を過ごす活動の場であると共に、その多くが災害時には被災者の避難場所としての役割も果たすことから、安全性の確保は極めて重要です。建築基準法が定める耐震基準(新耐震基準)は、震度5強程度の地震に対してほとんど損傷を生じず、震度6強から震度7程度の地震に対しても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標として、昭和56年6月に改正されました。このことから改正後に建築された建物は、耐震性を有することが明らかですが、旧耐震基準で建築された建物の耐震性は定かではありません。

市ではこれらを踏まえ、昭和56年度以前に建築

された非木造の小中学校施設で、2階建て以上または床面積200㎡以上の建物を対象として耐震診断を実施したところ、その結果は下表のとおりとなりました。

国土交通省が定めた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針では、建物の粘り強さに形状や経年劣化などを考慮して算出される構造耐震指標(Is値)が0.6未満の場合、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があるとされています。学校施設に関しては安全性をさらに高め、Is値0.7未満の建物の耐震化を図り、安全・安心な教育環境を作っていく計画です。

☎教育部教育総務課 ☎(42)3511

学校名	棟番号 ※1	建物区分	構造 ※2	階数	Is値	備考	学校名	棟番号 ※1	建物区分	構造 ※2	階数	Is値	備考
築館小学校	021	校舎	R	3	0.52	改修済	若柳中学校	001-1	校舎	R	3	0.31	
	022	校舎	R	2	0.89			001-2	校舎	R	3	0.31	
	023	校舎	R	2	0.52	改修済		002	校舎	R	2	0.59	
						004		体育館	R	1	0.78		
有賀小学校	001	校舎	R	2	1.03		栗駒中学校	001-1	校舎	R	1	0.37	改修済
文字小学校	001	校舎	R	2	0.84			001-2	校舎	R	3	0.37	改修済
姫松小学校	001	校舎	R	2	0.76			001-3	校舎	R	4	0.41	改修済
	002	体育館	S	1	0.97			005	体育館	R	3	0.34	改修済
金田小学校	001	校舎	R	2	0.73		006	校舎	S	1	1.35		
	001-1	校舎	R	2	0.74		高清水中学校	001	校舎	R	2	0.42	
	004	体育館	S	1	0.95			013-1	校舎	S	4	0.36	
長崎小学校	001	校舎	R	2	0.73		一迫中学校	001	校舎	R	3	0.59	
鷺沢小学校	009	体育館	S	2	0.77			002	校舎	R	2	0.74	
金成小学校	001	校舎	R	2	1.36			008	体育館	S	2	0.48	
	002	校舎	R	2	1.72		瀬峰中学校	001	校舎	R	3	0.82	
	003	体育館	S	1	1.01			002	校舎	R	2	0.95	
沢辺小学校	001	校舎	R	3	0.65	改修済	鷺沢中学校	001	校舎	R	3	0.54	
	002	屋体	S	1	0.42	改修済		001-1	校舎	R	3	0.42	
志波姫小学校	001	校舎	R	2	0.55			002	体育館	S	2	0.27	改修済
	001-1	校舎	R	4	0.79		金成中学校	001-1	校舎	R	3	0.43	
	007	体育館	S	2	0.17	改修済		001-2	校舎	R	3	0.43	
花山小学校	001	校舎	R	2	0.71			002	校舎	R	2	0.43	
	築館中学校	001-1	校舎	R	3	0.55			003	校舎	R	2	0.60
		001-2	校舎	R	3	0.59		004	体育館	S	2	1.09	
	002-1	校舎	R	3	0.62	解体済	花山中学校	001	校舎	R	2	0.42	
	002-2	校舎	R	3	0.62	解体済		004	体育館	S	1	0.53	
	003	体育館	S	2	0.28								

※1 棟番号：建物の棟を識別する固有番号 ※2 構造：R(鉄筋コンクリート造)、S(鉄骨造)

岩手・宮城内陸地震
からの復興を目指して

がんばろう栗原

**被災建物補修を
狙った悪質業者に
ご注意ください!**

地震災害に乗じて、被災した建物の補修(リフォーム)などを狙った悪質業者が現れることがあります。次の点に注意しましょう。

- 「市から委託された」「消防から来た」などと身分を偽り、補修工事の契約をしようとする。少しでも不審に思ったら、相手の身分を確認しましょう。
- 「点検は無料」などの甘い言葉にだまされず、うかつに家の中に入れないようにしましょう。
- 電話勧誘に対する中途半端な態度や応答は、相

手につけこまれます。毅然とした態度と言葉で、断りましょう。

- 迷ったら一人で悩まず、家族や友人に相談しましょう。消費者生活相談など、第三者の意見を聞くことも重要です。
- サインはその場でせず、契約書の内容をよく読みましょう。
- 空き巣の出没にも、十分注意しましょう。
- 問い合わせ先
産業経済部産業戦略課
☎(22)1220
建設部建築住宅課
☎(22)1153



市では、平成20年岩手・宮城内陸地震(その余震を含む。)により被害を受けた中小企業者への支援策の一環として、事業を再建するために金融機関から災害資金の融資を受けた場合、利子の一部を補給します。

●**対象となる方**
栗原市に本社または主たる事業所を有し、災害融資を受けた中小企業者 ※「中小企業」とは、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第35号)に規定する業種の営業を行っている中小規模の事業

●**利子補給の対象となる資金**

**岩手・宮城内陸地震
災害に伴う中小企業
者への融資利子補給
金制度について**

●**利子補給金の内容**
▼利子補給率 借入金償還残高の1.05%以内で補給します
▼利子補給限度額 3,000万円
▼利子補給期間 資金借入れをした日から5年間
▼利子補給申込期限 平成21年3月31日まで

●**問い合わせ先**
栗原市内各商工会
産業経済部産業戦略課
☎(22)1220

▼宮城県
・中小企業経営安定資金
・災害復旧対策資金
・株日本政策金融公庫
・災害貸付
・商工組合中央金庫
・災害復旧資金
※宮城県内の中小企業経営安定資金・災害復旧対策資金については平成20年12月15日まで、その他の資金は、平成21年3月31日まで融資手続きを行ったものが対象となります

●**収集している物**
震災記録資料(被災や復興状況の映像・写真など震災に関する資料)

●**問い合わせ先及び資料などの提出先**
市政情報課に直接持参いただくか、郵送、電子メールなどの提供。
※提供いただいた資料は、市に帰属させていただきます。

企画部市政情報課
〒987-2308
栗原市築館葉師一丁目7番1号
☎(22)1126
電子メール
koho@kuriharacity.jp

市は、平成20年6月14日(土)に発生した「平成20年岩手・宮城内陸地震」に係る震災記録資料を集めています。

これは、甚大な震災の記録や被災体験および教訓を後世に伝えることを目的としています。

震災記録資料をお持ちの方は、ぜひ、資料提供の協力をお願いします。

**震災と復興に関する
写真などの資料提供
をお願いします**



▲情報伝達訓練・非難訓練



▲震災復興計画市民検討会



▲震災復興の願いが込められたつるし雛(栗駒地区)